

香川県営業継続応援金（第2次） 概要

全国的な緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことなどにより、大きな影響を受けた県内事業者に応援金（第2次）を支給し、営業継続を支援するものです。

支給対象等

<p>支給対象</p>	<p>次の①～④のいずれかに該当する事業者（※1）</p> <p><u>ただし、令和3年4月から6月において香川県が行った営業時間短縮の協力要請の対象となった飲食店又は喫茶店を有する事業者は、支給対象となりません。</u></p> <p>① 香川県内に事業所（個人事業主にあつては住居又は事業所）を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主</p> <p>② 香川県内に事業所（個人事業主にあつては住居又は事業所）を有し、上記①の事業者と直接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主</p> <p>③ 香川県内に事業所（個人事業主にあつては住居又は事業所）を有し、県内の飲食事業者（食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主）と直接又は間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主</p> <p>④ 香川県内に店舗を有する飲食事業者</p> <p>☆4ページの「支給対象となりうる事業者の具体例」をご覧ください。</p>
<p>支給要件</p>	<p>次の①～③を全て満たしていること。</p> <p>① 全国的な緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等による直接的な影響を受け、令和3年4月から6月までの県内事業所・店舗での売上の合計額が、「令和元年同期（平成31年4月から令和元年6月まで）」又は「平成30年同期（平成30年4月から6月まで）」の売上の合計額と比較して30%以上減少していること（※2）</p> <p>② 令和3年1月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有すること</p> <p>③ 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること（※3）</p>

申請期間・申請方法

【申請期間】

令和3年7月29日（木）～9月15日（水）（当日消印有効）

【申請方法】

簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

※ 感染拡大防止の観点から、営業継続応援金（第2次）事務局や県庁への持参による申請はできません。

【宛先】

〒760-0017

高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業継続応援金（第2次）事務局 宛

※ 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。

※ 送料は申請者の方がご負担ください。

※ 提出いただいた申請書類は返却いたしません。

申請受付要項、申請書等の入手方法

申請受付要項、申請書等の様式は、香川県営業継続応援金（第2次）事務局のホームページ（<https://kagawa-ouen2.com>）に掲載していますので、ダウンロード・印刷してご利用ください。（香川県のホームページにも掲載しています。）

なお、紙の申請書等は次の場所で配布します。


- ・ 県庁東館受付
- ・ 各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）
- ・ 県内各市町の商工担当課

※ 配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業継続応援金（第2次）コールセンター」までお問い合わせください。

問い合わせ先

ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

香川県営業継続応援金（第2次）コールセンター

 087-813-3247

開設期間：令和3年7月29日（木）～9月15日（水）

9時～17時30分（平日のみ）

支給対象となりうる事業者の具体例

香川県営業継続応援金（第2次）

令和3年4月から6月において香川県が行った営業時間短縮の協力要請の対象となった飲食店又は喫茶店を有する事業者は、支給対象となりません。

① 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主（※1）

商品・サービス提供事業者

小売業

サービス業

- ・タクシー・運転代行事業者
- ・持帰り・配達専門の飲食店
- ・クリーニング店、理美容院、エステティックサロン、リラクゼーション施設、冠婚葬祭施設
- ・スポーツ施設、遊戯場
- ・学習塾、音楽教室 など



② 上記事業者に商品・サービスを直接的に提供する事業者

直接取引関係のある事業者

食品加工・製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、広告事業者、ソフトウェア事業者 など

③ 飲食事業者の取引事業者

県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主（※1）

間接取引関係のある事業者

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 など

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 など



直接取引関係のある事業者

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 など

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 など

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 など

④ 飲食事業者

食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店（※2）の営業を行う法人又は個人事業主（※1）

（※1）いずれも県内の店舗・事業所にて該当の事業を行っていること。

（※2）自動販売機のみ営業許可を受けている事業者は除く。